

文京区役所地球温暖化対策 実行計画

～地球温暖化対策地方公共団体実行計画～
(事務事業編)

平成22年度～平成26年度



平成22年11月



文京区

目 次

第 1 章	計画の基本的事項	1
1	計画の目的	1
2	改定の経緯	1
3	計画の位置づけ	3
4	計画の期間	4
5	計画の対象範囲	4
6	対象となる温室効果ガス	4
7	二酸化炭素の排出係数	5
第 2 章	二酸化炭素の排出状況等	6
1	二酸化炭素排出量の推移	6
2	二酸化炭素排出抑制に間接的に資する取組み状況	8
第 3 章	目標	9
1	二酸化炭素排出量の削減目標	9
2	二酸化炭素排出抑制に間接的に資する取組み	10
第 4 章	環境負荷低減に向けての取組み	11
1	職員の率先行動	11
2	物品等に関する取組み	11
3	建築物の建築及び管理等に関する取組み	12
4	その他の取組み	12
第 5 章	計画の推進体制及び点検・評価	13
1	推進体制	13
2	点検・評価	15
3	公表	15

別表	16
1 文京区グリーン購入指針.....	16
2 行政資料の作成及び取扱い指針.....	17
3 建築物の建築及び管理等に関する指針.....	18
4 目標達成に向けた具体的な取組み.....	19
参考資料	23
1 文京区地球温暖化対策推進本部設置要綱.....	23
2 文京区地球温暖化対策推進責任者及び推進員設置要綱.....	24
3 文京シビックセンターにおける地球温暖化対策.....	25
4 環境ラベル.....	27
5 主な温室効果ガスの種類と発生原因等.....	28

第1章 計画の基本的事項

1 計画の目的

文京区役所地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）第20条の3に基づき、地方公共団体に策定が義務付けられている区の事務事業に係る温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画として、策定するものである。

区は、本計画に基づき、温室効果ガス排出量等の削減目標の実現に向けて、様々な取り組みを行うとともに、実施状況を点検・公表することにより地球温暖化対策の着実な推進を図る。

2 改定の経緯

本計画は、地球温暖化対策をめぐる状況が、以下のとおり大きく変化したことにあわせ、第2次文京区地球温暖化対策実行計画の計画期間（平成18年度から平成22年度まで）を前倒しし、見直しを行うに至った。

(1) 文京区地球温暖化対策地域推進計画の策定（対象：文京区全域）

区においては、温対法第20条第2項に基づき、2009年（平成21年）度に文京区地球温暖化対策地域推進計画（以下「地域推進計画」という。）を策定した。地域推進計画では、本区の二酸化炭素排出量の削減目標や区民・団体、事業者、区の各主体が取り組むべき対策（アクションプラン）を掲げ、地球温暖化防止に貢献することを目的としている。

		平成26(2014)年度	平成31(2019)年度
総量目標		削減率 $\Delta 8\%$	削減率 $\Delta 12\%$
部門別目標	民生(家庭)	1世帯当たり 削減率 $\Delta 21\%$ 削減量 $\Delta 616 \text{ kg-CO}_2$	1世帯当たり 削減率 $\Delta 25\%$ 削減量 $\Delta 737 \text{ kg-CO}_2$
	民生(業務)	床面積100㎡当たり 削減率 $\Delta 17\%$ 削減量 $\Delta 1,804 \text{ kg-CO}_2$	床面積100㎡当たり 削減率 $\Delta 23\%$ 削減量 $\Delta 2,395 \text{ kg-CO}_2$

地域推進計画 区のアクションプラン

- ① 地球温暖化対策の普及・啓発
- ② 区民・団体、事業者への取組支援
- ③ 率先行動
- ④ 計画等の着実な推進

(2) エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正（対象：区有施設全て）

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。）では、エネルギー消費量が大幅に増加している民生（業務）部門と民生（家庭）部門への対策を一層推進することを目的に、平成 20 年 5 月に改正がされた。

この改正により、国への報告対象が事業所から事業者へ拡大されたことから、区は、エネルギー管理統括者等の選任や、エネルギー使用量等について省エネ法に基づく報告が必要となる特定事業者となった。

また、省エネ法においては、努力目標として年平均 1%以上（原単位あたり）のエネルギー消費の低減が求められている。

なお、文京区と文京区教育委員会はそれぞれに特定事業者となる。

(3) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の改正

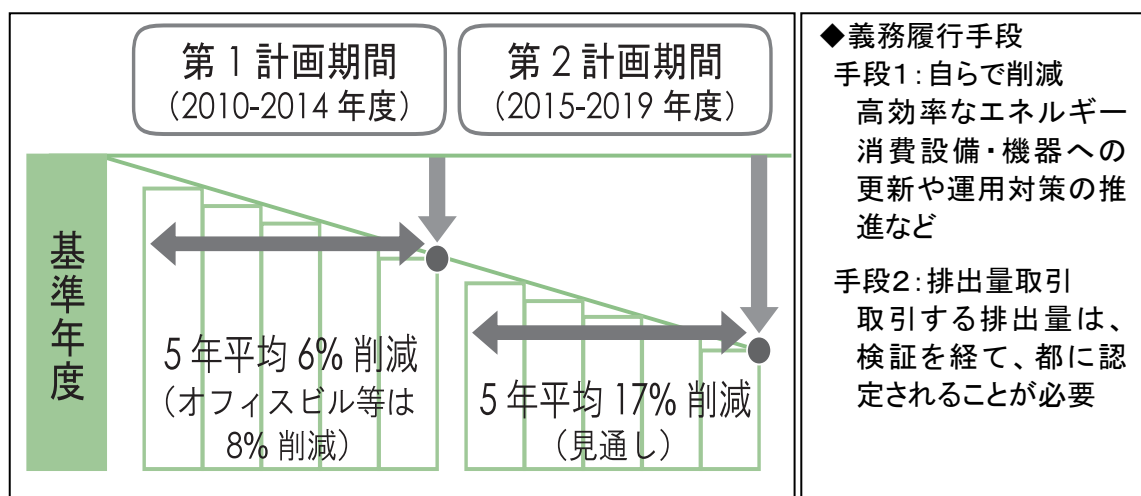
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年 12 月 22 日東京都条例第 215 号。以下「東京都環境確保条例」という。）では、気候変動の危機を回避し、東京を低炭素都市へ移行させるため、これまで以上に地球温暖化対策の推進を図るため平成 20 年 7 月に改正がされた。

ア) 総量削減義務と排出量取引制度（対象：文京シビックセンター）

エネルギー（燃料、熱および電気）使用量が、原油換算で年間 1,500 k θ 以上の事業所を大規模事業所といい、3 か年度連続すると、温室効果ガス排出総量削減義務の対象となり、次のとおり、削減期間において削減目標を達成することが義務付けられている。

また、削減期間内において自ら削減目標を達成できない場合には、義務履行手段として、都の検証を受け認定された排出量取引により、埋め合わせを行わなければならない。

温室効果ガス排出総量削減義務と義務履行手段



イ) 地球温暖化対策報告書制度（対象：シビックセンター以外の区有施設）

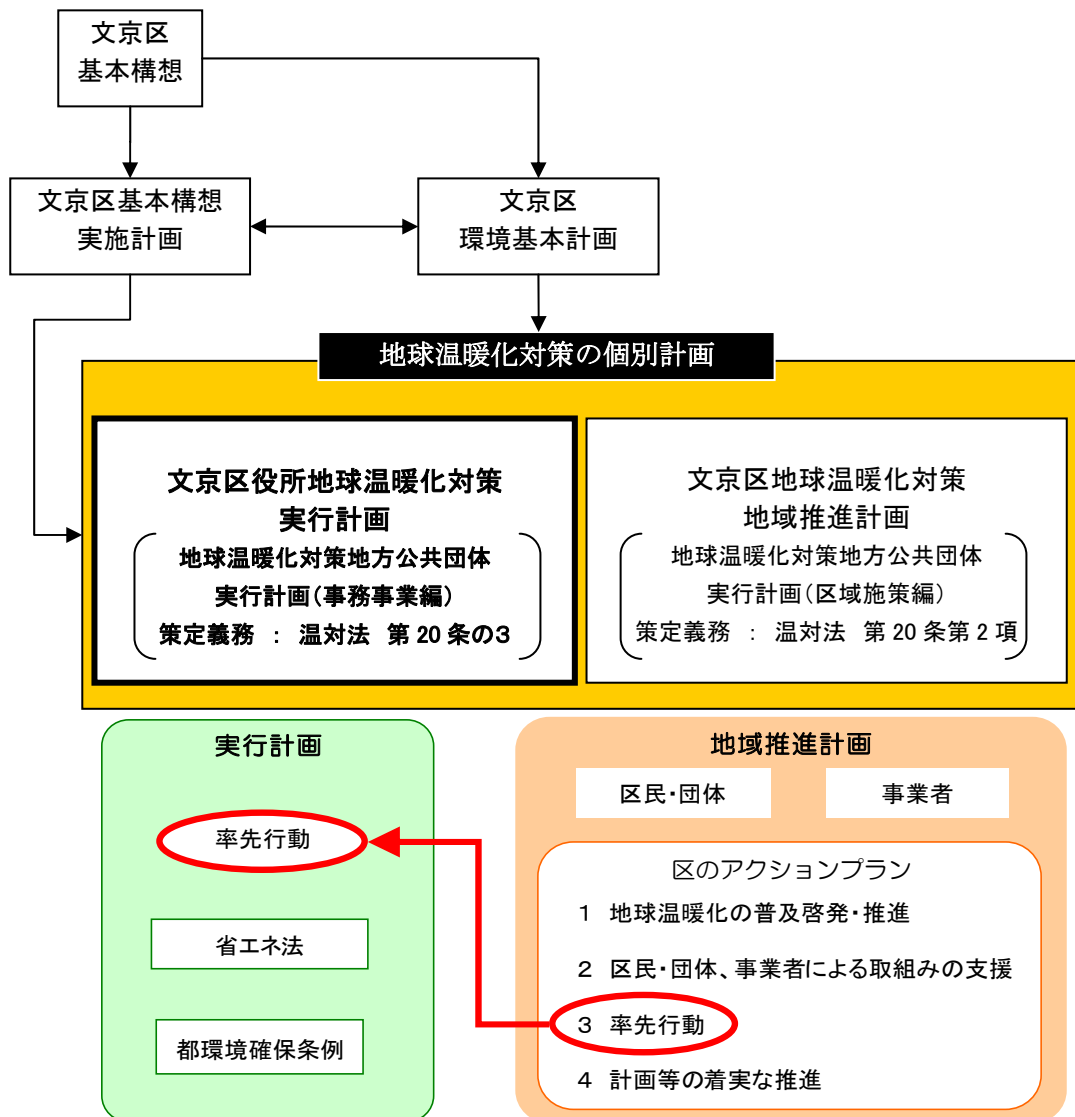
大規模事業所以外の事業所（特定テナント等事業所を除く。）は、中小規模事業所となり、その合計エネルギー使用量が原油換算で年間 3,000kℓ 以上になる事業者が、同制度の対象となる。これにより、文京区と文京区教育委員会それぞれは、環境行動を先進的に実行していく責務があるとともに、同制度の対象となるため、都への報告書の提出や、報告内容の公表を行うことになる。

従って、区の実施する事務事業に当たっては、地球温暖化防止に向け、温室効果ガスの排出量を抑制する取組みを、地域に率先して実行していかなければならない。

3 計画の位置づけ

実行計画は、文京区環境基本計画（平成 11 年 3 月策定）の基本目標である“未来の世代に美しい地球を継承するまち”を実現するための個別計画として位置づける。

また、地域推進計画における区のアクションプランのうち、「率先行動」を具現化するものとする。



4 計画の期間

本計画は、平成 22 年度（2010 年度）から平成 26 年度(2014 年度)までの 5 か年計画とする。

(参考) 第 1 次計画／平成 13 年度から平成 17 年度まで

第 2 次計画／平成 18 年度から平成 22 年度まで

5 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、区の実施する全ての事務事業を対象とする。

ただし、指定管理者等により管理運営を行っている区有施設についても対象とする。

6 対象となる温室効果ガス

京都議定書では以下の 6 種類の温室効果ガスを削減対象としているが、文京区においては、二酸化炭素が温室効果ガスの 98%を占めていることから、本計画は地域推進計画と同様に、二酸化炭素を削減対象とする。

温室効果ガスの種類	排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源*、廃棄物燃焼起源
メタン (CH ₄)	エネルギー起源*、廃棄物燃焼起源、自動車、排水処理、一般廃棄物
一酸化二窒素 (N ₂ O)	麻酔剤、エネルギー起源*、廃棄物燃焼起源、自動車、排水処理、一般廃棄物
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	家庭用冷蔵庫、業務用冷凍空調機器、自動販売機、家庭用エアコン、カーエアコン、発泡プラスチック、エアゾール、定量噴射剤
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	溶剤、半導体
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備、半導体

(出典) オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

※エネルギー起源とは、石油などの化石燃料の燃焼や電力の消費に由来するものをいう。

7 二酸化炭素の排出係数

本計画における二酸化炭素排出量の算定については、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令に基づく排出係数を使用する。

《現行》

(電気及び燃料の使用に伴う二酸化炭素 (CO₂) の排出係数) 【平成 22 年度】

	電気使用量※	0.42	kg-CO ₂ /kWh
燃料 使用量	ガソリン	2.32	kg-CO ₂ /L
	灯油	2.49	kg-CO ₂ /L
	軽油	2.58	kg-CO ₂ /L
	A重油	2.71	kg-CO ₂ /L
	B・C重油	3.00	kg-CO ₂ /L
	液化石油ガス (LPG)	3.00	kg-CO ₂ /kg
	液化天然ガス (LNG)	2.70	kg-CO ₂ /kg
	都市ガス	2.23	kg-CO ₂ /m ³

※小数点第 2 位以下四捨五入

《基準年》

(電気及び燃料の使用に伴う二酸化炭素 (CO₂) の排出係数) 【平成 17 年度】

	電気使用量※	0.38	kg-CO ₂ /kWh
燃料 使用量	ガソリン	2.32	kg-CO ₂ /L
	灯油	2.49	kg-CO ₂ /L
	軽油	2.62	kg-CO ₂ /L
	A重油	2.71	kg-CO ₂ /L
	B重油	2.84	kg-CO ₂ /L
	C重油	2.98	kg-CO ₂ /L
	液化石油ガス (LPG)	3.00	kg-CO ₂ /kg
	液化天然ガス (LNG)	2.70	kg-CO ₂ /kg
	都市ガス	1.96	kg-CO ₂ /m ³

※小数点第 2 位以下四捨五入

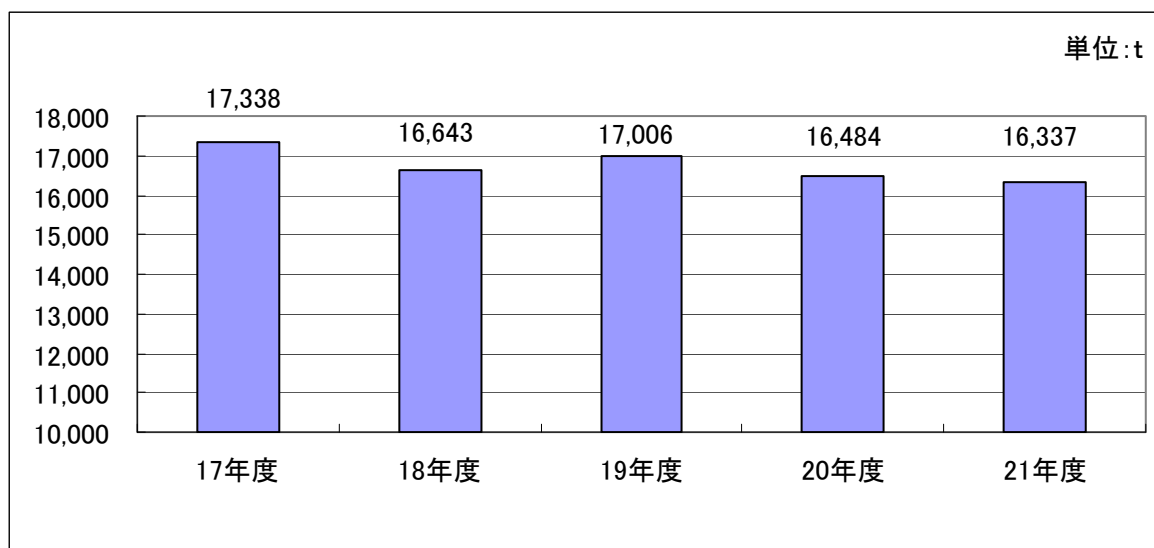
第2章 二酸化炭素の排出状況等

1 二酸化炭素排出量の推移

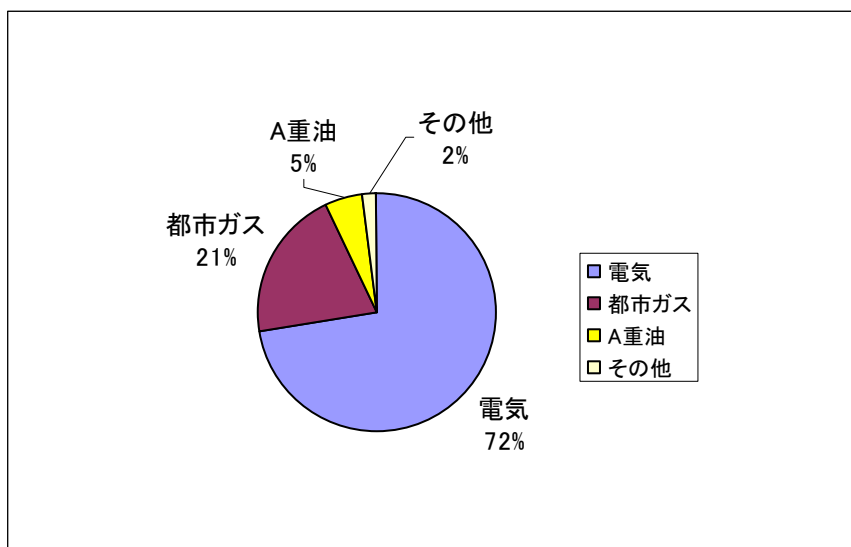
第2次文京区地球温暖化対策実行計画（計画期間：平成18～22年度）に基づき、温室効果ガス排出量削減のための具体的な取組みを着実に実行してきた結果、気候の変化（寒暖の差）による増減はあるものの着実に二酸化炭素排出量の削減を達成しており、取組みの成果が表れているといえる。

特に二酸化炭素の総排出量の約7割を占める電気使用については、施設改修の際の新エネルギー設備の導入、LED等省エネ型照明への切换え、また、こまめな消灯、区庁舎における冷暖房の適温設定、クールビズ・ウォームビズの励行等の節電対策に取り組んできた。

年度別二酸化炭素排出量



二酸化炭素排出量の使用形態別内訳（平成 21 年度）



二酸化炭素の使用形態別排出量の推移

		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
電気	t	12,198	12,049	12,164	12,046	11,815
	指数	100	99	100	99	97
都市ガス	t	4,027	3,691	3,848	3,428	3,392
	指数	100	92	96	85	84
A重油	t	785	583	660	666	801
	指数	100	74	84	85	102
その他	t	328	320	334	344	329
	指数	100	98	102	105	100
合計	t	17,338	16,643	17,006	16,484	16,337
	指数	100	96	98	95	94

2 二酸化炭素排出抑制に間接的に資する取組み状況

(1) 水道使用量の推移

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
使用量 (m ³)	528,524	528,606	528,793	512,641	531,372
指数	100	100	100	97	101

(2) 一般廃棄物排出量の推移

ア シビックセンターの排出量

分類		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
可燃物	排出量 (kg)	61,790	53,793	53,890	51,140	48,460
	指数	100	87	87	83	78
不燃物	排出量 (kg)	31,305	31,140	27,925	31,415	30,040
	指数	100	99	89	100	96

イ シビックセンター以外の施設の排出量

ごみシールによる排出分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
排出量 (kl)	2,167	2,071	1,950	1,802	1,534
指数	100	96	90	83	71

(3) 紙類使用量の推移

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
単位 (千枚)	66,159	80,044	69,624	73,226	90,150
指数	100	121	105	111	136

※18年度、21年度は『わたしの便利帳』作成年度

第3章 目標

本計画は、地域推進計画との整合性を図ることとし、平成17年（2005年）度を基準とし、中期目標である平成26年（2014年）度の目標を設定する。

1 二酸化炭素排出量の削減目標

二酸化炭素排出量の削減目標は、地域推進計画の民生（業務）部門で掲げる目標値と同じく平成17年（2005年）度の実績に対して延床面積100㎡あたり（原単位）17%の削減とする。

二酸化炭素の削減目標

二酸化炭素	17年度 (基準)	21年度 (実績)	26年度 (目標)
原単位 (100㎡あたりの排出量 t)	4.46	4.28	3.70
排出量 (t)	17,338	16,337	14,391
総延床面積 (㎡)	388,721	381,323	388,721
指数 (原単位あたり)	100	96	83

※平成26年度目標排出量は、平成17年度の延床面積の値が変わらないものとして計算している。

二酸化炭素排出量の使用形態別の削減目標

二酸化炭素排出量 (t)	17年度 (基準)	21年度 (実績)	26年度 (目標)
電気	12,198	11,815	10,124
都市ガス	4,027	3,392	3,342
A重油	785	801	652
その他	328	329	272
合計	17,338	16,337	14,391

※平成26年度目標排出量は、平成17年度の延床面積の値が変わらないものとして計算している。

2 二酸化炭素の排出抑制に間接的に資する取組み

(1) 水道使用量の削減

各施設が水道使用量の適切な管理と節水を行い、平成 26 年度の水道使用量を平成 17 年度の水道使用量と比べて 3%削減することを目標とする。

水道使用量 (m ³)	17 年度 (基準)	21 年度 (実績)	26 年度 (目標)
		528,524	531,372
指数 (原単位あたり)	100	101	97

(2) 一般廃棄物排出量の削減

ごみについては、分別やごみを排出しないマイ箸やエコバッグの持参取組み等職員の率先行動を中心に削減に取り組み、平成 17 年度の排出量と比べてシビックセンター、シビックセンター以外の区有施設について 20%以上削減することを目標とする。

ア シビックセンターの排出量

分類		17 年度 (基準)	21 年度 (実績)	26 年度 (目標)
可燃物	排出量 (kg)	61,790	48,460	46,343
	指数	100	78	75
不燃物	排出量 (kg)	31,305	30,040	25,044
	指数	100	96	80

イ シビックセンター以外の区有施設の排出量

ごみシールによる 排出分	17 年度 (基準)	21 年度 (実績)	26 年度 (目標)
排出量 (kℓ)	2,167	1,534	1,409
指数	100	71	65

(3) 紙類使用量の削減

平成 22 年度から地球温暖化対策管理システムを導入し、エネルギー管理を行う際に、紙類については、印刷物、教材（画用紙、模造紙等）以外のコピー用紙等の購入量を紙類の使用量として把握している。

そのため、平成 17 年度の基準値がないことから、平成 22 年度比で平成 26 年度の使用量を 5%削減することを目標とする。

第4章 環境負荷低減に向けての取組み

文京区も区内事業者の一つであることから、区内の各施設の省エネルギー対策や地球温暖化防止の観点に立ち行動することで、率先して地球温暖化対策を行う。

1 職員の率先行動

- ① 電気、ガス、水道、コピー用紙量、廃棄物等について、各施設または所管ごとに使用量、排出量を把握し、適正管理と削減に努める。
- ② 毎月7日を『文京版クールアース・デー』とし、家庭や職場で省エネルギー対策・地球温暖化対策に取り組む。
- ③ ノー残業デーを徹底し、夜間のエネルギー使用量を削減する。
- ④ 「クールビズ・ウォームビズ」等を励行し、空調温度の適正化を図る。
- ⑤ 上へ2階または下へ3階の移動には階段を利用し、安易なエレベーターの利用を避ける。
(2アップ3ダウン)
- ⑥ 自動車の運転に際して、エコドライブを心がける。

2 物品等に関する取組み

(1) グリーン購入の推進について

財(物品)やサービスの購入に当たっては、価格・性能・品質ばかりでなく、製造・流通・使用・廃棄の各段階における環境負荷を考慮して選択するものとし、「文京区グリーン購入指針(別表1)」に従って選択する。

また、物品の使用に当たっては、「目標達成に向けた具体的取組み(別表4)」により、資源やエネルギー消費を少なくするように努めるとともに、修繕や部品交換により長期使用を行うなど、効率的かつ環境負荷を抑制した使用方法とする。

なお、物品の調達や委託契約において、案件によって可能なものであれば、契約方法として、これまでの最低価格方式のみならず、総合評価方式やプロポーザル方式などを取り入れ、環境への配慮を行うものとする。

(2) コピー用紙使用量の削減について

総務課が一括購入している庁内のコピー用紙については、以下の取組みにより、使用量の削減に努める。

- ア コピー用紙使用量削減の指標として、コピー用紙購入量を使用する。
- イ 各月のコピー用紙購入について、総務課は各課の希望枚数を基に発注量を決定する。各課は、希望枚数が、前年同月又は前月と比較して大幅な増がある場合は、総務課と協議する。
- ウ 「目標達成に向けた具体的取組み(別表4)」により、コピー用紙使用量削減を図る。

(3) 印刷物作成量の削減について

行政資料については、「行政資料の作成及び取扱い指針(別表2)」に基づき、電子媒体による情報の提供を推進することで、紙の使用量及び外部委託印刷物購入量を抑制する。

(4) 低公害車導入の推進について

毎年、自動車の台数管理を行うとともに、買替え等が必要な際には、低公害車の導入を検討する。

総務課が集中管理している庁有車（6台）については、更新時に東京都指定低公害車に切り替えることにより、平成22年度までに2台の低公害車を導入した。残りの庁有車についても、必要台数を精査した上で、順次低公害車への切替えを検討する。

また、各課が作業用として有している自動車についても、使用目的や耐用年数、走行距離を勘案して、必要台数を精査しながら、低公害車への切替えを進めていく。

3 建築物の建築及び管理等に関する取組み

(1) 基本方針

建築物の建築及び管理等に当たっては、「建築物の建築及び管理等に関する指針（別表3）」等により、中長期的見地に立って、耐震補強、計画修繕等により建物の長寿命化を図ることとし、区有施設の新築、改装の際には、太陽光・太陽熱などの自然エネルギーの利用を検討し、建築物等の設計・施工・管理・解体及び建築資材の廃棄にいたるライフサイクルを通じて、環境負荷をできるだけ小さくするものとする。

また、計画の段階からクリーンエネルギー等の活用に努め、断熱化・省エネルギー化を検討し、エネルギー消費をできる限り抑制するよう配慮する。

(2) シビックセンターにおける地球温暖化対策について

シビックセンターは、エネルギー使用量が原油換算で年間1,500kℓ以上の大規模事業所であることから、都条例により地球温暖化対策計画書の提出が義務付けられている。同計画書においては、温室効果ガスの排出量を平成14～16年度の平均に対して平成26年度までに8%削減することを目標と定めている。

シビックセンター以外の施設においても、シビックセンターにおける削減対策を参考に温室効果ガスの削減に努める。

4 その他の取組み

各職場において、使用可能な未利用品がある場合は、全庁共有フォルダ内の未利用品台帳に掲載し、物品の転活用を図る。

物品の廃棄に当たっては、可能な限り再使用し、その他のものもできるだけ再資源化に努める。廃棄物はできる限りの減量化を図り、資源の循環利用に努める。

また、区が事業について管理運営を委託する指定管理者の評価に環境への配慮項目を導入する。

物品を納入する事業者及び庁舎内に営業所を設置している事業者に対しても環境への配慮を要請する。

第5章 計画の推進体制及び点検・評価

1 推進体制

地球温暖化対策を推進するためには、本計画に掲げる取組みを全職員が自らの事務事業を遂行する中で実践していく必要がある。また、区として総合的かつ計画的に事務事業に係る温室効果ガスの更なる削減を目指し、地域に率先して各種対策に組織的に取り組む必要があることから、平成22年4月に文京区地球温暖化対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置した。今後は、推進本部の決定に基づき、各職場において文京区地球温暖化対策推進責任者、推進員（以下「推進責任者」、「推進員」という。）を中心に、地球温暖化防止対策の意識の高揚及び実践の徹底を図る。

（1）推進本部

推進本部は、区長を本部長、副区長及び教育長を副本部長、各部長及び企画課長、財政課長、広報課長、総務課長、職員課長、環境政策課長、施設管理課長（技術）、庶務課長を部員として構成する。

本計画に関する推進本部の主な役割は次のとおりである。

- ① 報告書制度（省エネ法、東京都環境確保条例）に関すること。
- ② 温室効果ガスの排出量等の定期的な調査に関すること。
- ③ 本計画の進捗状況の評価、点検及び公表に関すること。
- ④ 職員への本計画の推進に係る情報提供及び意識啓発に関すること。
- ⑤ 推進本部で必要があると認めた、温暖化対策に関連する計画の変更に関すること。

（2）部会

推進本部の下に地域部会及び省エネ部会を設ける。

地域部会は、資源環境部長を部会長、環境政策課長を副部会長、関係課長を部会員として構成し、主として地域推進計画との連携を担う。

省エネ部会は、資源環境部長を部会長、施設管理課長（技術）及び庶務課長を副部会長、関係課長を部会員として構成する。

省エネ部会の主な役割は次のとおりである。

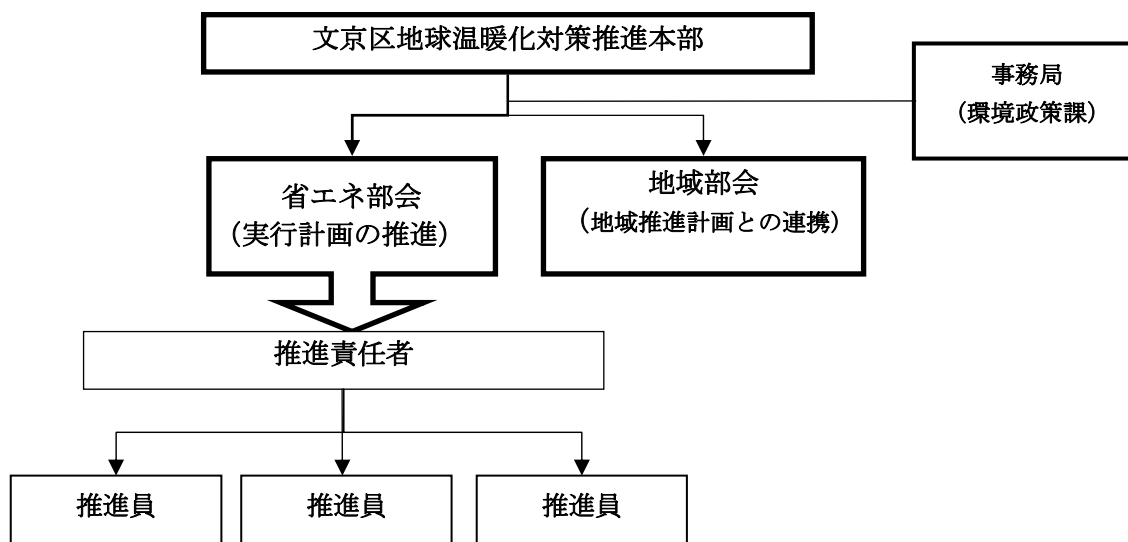
- ① 報告書制度（省エネ法、東京都環境確保条例）に関すること。
- ② 区有施設のエネルギー（電気・都市ガス・重油・ガソリン等）の使用に関すること。
- ③ 水道使用量、紙類の使用量の排出抑制に関すること。
- ④ 廃棄物の排出抑制並びに可燃、不燃及び資源ごみの分別徹底、3R（ごみの発生抑制、再使用、リサイクル）の推進に関すること。
- ⑤ 区職員の省エネルギー行動の取り組み実践に関すること。

(3) 推進責任者及び推進員の選任

各課長等を推進責任者とし、推進責任者はその補助者として推進員を置くことができる。

推進責任者の主な役割は次のとおりである。

- ① 本計画の推進と所属の創意工夫を推進する。
- ② 温室効果ガス排出削減のため、職場の統括を行う。



本計画を着実に推進するには、職員一人ひとりの実践と組織的な連携が必要不可欠であり、以下のことに取り組んでいく。

- ・地球温暖化対策ニュース「明日通信」等職員向け広報紙の発行。
- ・全庁掲示板を活用した職員に対する情報提供及び意識啓発。
- ・地球温暖化対策についての研修会等の実施。

(4) 地球温暖化対策管理システムの導入

平成 22 年度より地球温暖化対策管理システム（以下「管理システム」という。）を導入し、区長部局、教育部局（教育委員会）の分類で、各施設職場単位で省エネ法の報告書作成に係る電気・都市ガス・A重油といったエネルギー使用量及び東京都環境確保条例の報告書作成に係る水道使用量をシステムに入力することによりエネルギー管理を行っている。

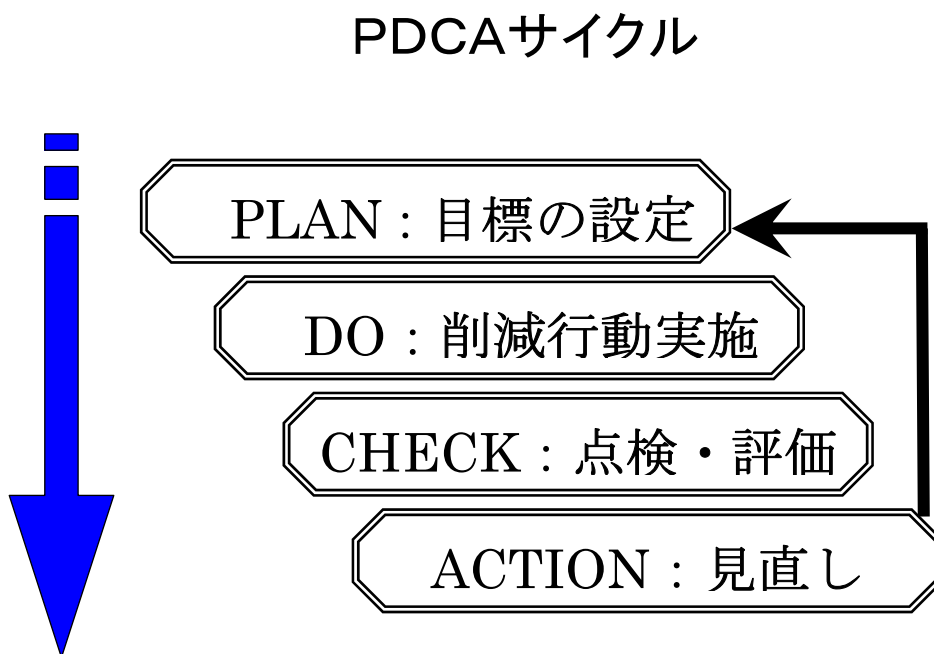
また、省エネルギー・3Rの推進の視点から紙類購入量、一般廃棄物排出量の実績を把握するため、毎月管理システムへの入力を行っている。

今後、管理システム入力情報を基に各施設の省エネ診断を行い、診断結果に基づき削減目標に向けた具体的な取組みを決定し、実施していく。

2 点検・評価

各職場で管理標準を設定し、エネルギー使用量の実績を基に、推進員及びシステムの入力担当者は、毎月、各職場からの報告について点検するとともに推進責任者及び各部長への報告を行う。推進責任者及び各部長は、所管する部課の状況について点検し、本計画の目標を達成するために必要な措置を講ずるとともに必要に応じて推進本部に報告する。

推進本部は、各部長からの報告に基づき、取組み状況や目標の達成状況について、総合的に点検・評価する。点検・評価の結果については職員に周知し、必要に応じて計画の見直しを行い、より効果的な取組みを図っていく。いわゆるPDCAサイクルの考え方に基づき、継続的に環境負荷の低減に取り組むものである。



3 公表

本計画の実施状況（二酸化炭素の総排出量等）については、毎年度、区報・ホームページ等で区民に公表する。

文京区グリーン購入指針

1 目的

この方針は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、国等による環境物品等の調達の推進等に関わる法律に基づき、環境に配慮した物品の調達（以下「グリーン購入」という。）の推進を図るとともに、調達総量の抑制や省エネなどを実践し行政コストを削減することを目的とする。

2 適用範囲

文京区の全ての組織は、この方針に従ってグリーン購入を行うものとする。

3 調達の基本原則

物品の調達にあたっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は、資源採取から廃棄物まで全ての物品ライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮し、次の事項に配慮して購入する。

- ① 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- ② 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ③ 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用されていること。
- ④ 長時間の使用ができること。
- ⑤ 再使用が可能であること。
- ⑥ リサイクルが可能であること。
- ⑦ 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。
- ⑧ 廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。
- ⑨ 調達数量は、必要最小限とすること。

4 対象物品及び調達手順

グリーン購入の対象物品は、別表4に定めるものとする。また、対象物品以外についても、「3 調達の基本原則」に準じて物品を選定するよう努めるものとする。

5 調達物品の選定方法

グリーン購入をする場合は、環境に配慮された物品に関する情報を商品カタログのほか、インターネットを通じて次のデータベースなどを参照し情報を入手するものとする。

- ① 環境省 グリーン購入法特定調達物品情報提供システム
- ② グリーン購入ネットワーク エコ商品ネット
- ③ 日本環境協会 エコマーク製品情報データベース
- ④ 環境省 環境ラベル等データベース

6 調達にあたっての情報収集手段

担当職員は、物品を調達する場合は、次の事項を確認した上で所属長の決裁を受け購入手続きを行う。

- ① 品目名（購入する物品が「グリーン購入対象商品か？」「対象品の場合、環境配慮型製品か？」）
- ② 購入数量（必要性を十分に考慮した上で、適切な購入量か？）
- ③ 購入金額（従来品と比較して妥当な価格か？）
- ④ 納入業者（グリーン購入に協力的か？発注先が環境に配慮した事業者か？など）

行政資料の作成及び取扱い指針

1 目的

印刷物の作成経費を削減するとともに紙使用量を抑制することにより、省資源による環境保全への取組みを推進するため、行政資料（事務用）の作成及び取扱いのための指針を策定する。

2 行政資料の電子媒体による提供の推進

- (1) 組織内等における行政資料の電子媒体による提供の推進
 - ① 行政資料を、組織内又は他自治体等に事務用として提供する場合は、電子媒体（庁内共用ホルダー・HPへの掲載、DVD、CD-ROMによる提供等）により提供することを原則とし、紙媒体による提供は必要最小限とする。
 - ② 行政資料を共用ホルダーやホームページに掲載した場合は、グループウェア等を利用して速やかに周知するものとする。
- (2) 区民利用の利便性の確保
 - ① 図書館、行政情報センター等において貸出や閲覧の方法により区民等への提供を行うものその他電子媒体による提供が適当でない場合は、必要部数を精査したうえで、紙媒体により提供する。
 - ② 情報公開等により行政資料を区民等へ提供する場合は、本人の希望を考慮し、電子媒体又は紙媒体による提供を行うものとする。

3 内部作成（内部印刷及び製本）の推進

- (1) 小規模の印刷物については、経費削減及び在庫管理の徹底による省資源を図るため、内部作成する。
- (2) 作成する印刷物の頁数に作成部数を乗じて得られた値を内部作成指数として、内部作成する場合の基準とする。
- (3) 内部作製指数が10,000に満たない場合は原則として内部印刷及び製本とする。（内部作製基準 = 頁数×作成部数 < 10,000）。ただし、多色刷りや、主として販売を目的として作成する印刷物等で内部作成に馴染まない印刷物についてはこの基準を適用しない。
- (4) 内部作成する場合は、必要に応じて適正部数を作成することとし、過剰な在庫が生じないように留意すること。
- (5) 指数が内部作成基準を超える場合であっても、内部作成することが可能な印刷物については内部作成に努めるものとする。

4 実施状況の検証

印刷物作成協議書及びチェックシートにより、用途、作成部数、残部数、代替手段の有無等について精査を促し、印刷物の適正な作成を推進するとともに、適宜印刷物の作成状況の調査を行い、この指針の実施状況を検証する。

1 目的

この指針は区有建築物の建築及び管理等に当たり、建築物の設計から解体、建築資材の廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境負荷を最小に抑えるため、ライフサイクルの各段階においての環境配慮を具体的に規定し、環境の保全及び創造に資することを目的とする。

2 エネルギー消費量の削減（省資源、省エネルギー、地球温暖化防止）

すべての建築物はそのライフサイクルを通じて、エネルギー消費を可能な限り縮減できるよう設計し、管理することを基本とする。そのため、建築物の建築、改築等に際しては、建築物の配置や形状を工夫して自然の通風や採光に努めるとともに、建築物の断熱性能と気密性を向上させ、熱効率の良い空調設備の採用や、適切な空気調和計画を行い、冷暖房効果の向上に努める。また、照明器具は高効率の器具を採用し、照明範囲を調整し消費電力が最小となるよう設計する。このほかの電気設備についても消費電力が最小となるよう配慮する。

3 新エネルギーシステムの利用推進（省エネルギー、地球温暖化防止）

建築物の建築、改築等に際しては、太陽光発電、太陽熱温水器、コジェネレーション、廃熱リサイクル等の新エネルギーシステムの採用を検討し、省エネルギー・省資源の促進を図る。

4 建築資材・設備からの有害化学物質発生の抑制（有害化学物質対策）

建築に用いる資材等は、室内外環境汚染を発生させないように、できる限り有害化学物質等が含まれないものを採用する。

また、工事において使用する各種材料については、アスベストを含有するものを使用しない。

5 建築物の解体及び廃棄時の配慮（建築工事資材リサイクル、省資源）

建築物の解体及び廃棄に当たっては、コンクリート、ガラス、金属類、プラスチック類、木材等の分別を徹底し、建築資材を可能な限りリサイクルする。また、リサイクル不能な建築資材については、その減量化に努めるとともに、アスベスト含有建材等に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成3年 法律95号）などの法令等を遵守し、環境汚染を発生させないように配慮して廃棄する。

6 建築物の長期使用（省資源）

建築物の建築に際しては、高耐久性構造・工法の採用や長期使用可能な資材を選択する。また、建築物の計画的な維持修繕等を行い、長期使用により資源の節約を推進する。

7 敷地と建物の緑化の推進（緑化の推進、自然保護）

建築物を建築する敷地には、文京区みどりの保護条例に基づき樹木、草花などを配置する。樹種等の選定に当たっては、周辺の環境との調和を図るとともに、生態系の保全と回復に配慮する。また、屋上緑化、ベランダ緑化をできる限り採用する。

8 水資源の節約（省資源、自然保護）

建築物の建築、改築等に際しては、節水型設備の導入を図るとともに、その規模に応じた雨水利用施設、廃水の簡易浄化施設を設置し、雨水及び雑用水利用を推進する。また、地下水を涵養するため、透水性舗装、透水ます、透水トレンチの採用を推進する。

9 リサイクル製品の利用（省資源、森林保護）

建築物の建築、改築等や道路等の建設に際しては、リサイクル製品の骨材、アスファルト、プラスチック類、金属類、木材製品等をできる限り採用し、資源の節約に努める。

10 フロン、ハロン等の回収及び適正処理（オゾン層保護、地球温暖化防止）

空調用又は消火用に用いられているフロン及びハロンは、設備の改修、解体に際して回収し、適正に破壊処理する。また、代替フロンであっても環境中に放出させることなく回収、破壊処理を行う。

目標達成に向けた具体的な取組み

(1) 財やサービスの購入・使用に関する取組み			
＜文具類・事務用品の購入について＞	① ボールペン、マーキングペン等筆記用具、のり、事務用修正具については、詰め替え可能であるものを購入する。		
	② ①以外の文具については、本体が再生素材であるものを購入する。		
	③ 封筒等の事務用紙製品、ファイル類、クロス表紙等の紙製事務用品については、リサイクルが可能な素材で出来ているものを購入する。		
＜用紙類・印刷物等の購入について＞	① コピー用紙類については、総合評価値(※)80ポイント以上であるものを購入する。 【表示例】 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="text-align: center;">総合 評価値</td><td style="font-size: 2em; font-weight: bold;">80</td></tr></table>	総合 評価値	80
	総合 評価値	80	
	② ①のほか、製品の包装が簡易であり、再生利用が容易で、焼却処理時の環境負荷の低減に配慮されているものを購入する。		
	③ 用紙類の購入時等（外部委託による印刷物の作成を含む）には、購入記録簿などにより購入量を管理する。		
	④ トイレットペーパー等の衛生用紙は、古紙パルプ配合率 100%で白色度が過度に高くないもの、芯なしタイプであるものを選択し、購入・使用に努める。		
⑤ 広報紙等印刷用紙については、総合評価値 80ポイント以上の用紙を使用し、VOC（揮発性有機化合物）の含有率が少ないインキ（ソイインキ・植物油インキ）を使用する。 参考マーク：  			
＜観光バスの借り上げについて＞	① 観光バスの環境性能に係るガイドラインに規定する評価基準で「A」ランク以上の車輛を積極的に選定する。		

※総合評価値とは、古紙に加え、森林認証材、間伐材および未利用材等の環境に配慮された原料についても利用可能とし、「白色度」等を加味し、一定以上のポイントを獲得した製品を適合品とみなす新しい考え方。

<p><用紙類等の使用について></p>	① コピーや印刷物の作成に当たっては、両面印刷・両面コピーをする。
	② 職場における資料の周知は回覧を原則とし、コピーによる配布はしない。
	③ 庁内の職員に情報提供を行うときは、全庁掲示板や電子メールを活用し、配布資料の削減に努める。
	④ 会議や打合わせの資料を作成するときは、ワンペーパー化を図るとともに、あらかじめ必要とする資料の種類及び部数を精査し、余分に作成しない。
	⑤ 裏面使用の用紙をカセット（手差しトレイ）に入れ、コピーの際は再利用する。
	⑥ コピー機の使用前及び使用後には、リセットボタンを押し、ミスコピーを防止する。
	⑦ ファイリングシステムを徹底し、資料の共有化を図る。
	⑧ 使用済み封筒は、庁内連絡用として再利用する。
	⑨ 文書フォルダやファイルは、表題を変え再利用する。
	⑩ 刊行物の発行部数や回数は、必要最小限とする。
	⑪ 概ね 50 枚を超える資料を印刷するときは、印刷機を利用する。
<p>(2) 庁舎の管理等に関する取組み</p>	
<p><照明の適正管理等></p>	① 照明器具の新規導入・更新に当たっては、省エネルギータイプのものを選定するよう努める。
	② 晴天時の窓際の照明の消灯を励行する。
	③ 昼休みは窓口などを除き、一斉消灯する。
	④ 退庁時には室内の消灯を徹底するとともに、残業時には不必要な場所の照明を消灯する。
	⑤ 給湯室やトイレ等では、使用時以外消灯する。
	⑥ 屋外照明等は、安全の確保に支障のない範囲で消灯する。
	⑦ 照明器具の定期的な清掃と交換・点検の実施を行い、照度効率の維持に努める。
<p><空調の適正管理></p>	① 本庁舎の冷・暖房時には、適切な室内温度（原則として冷房時 28℃、暖房時 19℃）の設定にする。
	② 本庁舎以外の庁舎、学校及び図書館等についても同基準を準用する。換気については、空調使用時には、全熱交換機（ロスナイ）を使用する。
	③ シビックホール、区民会議室等の区民施設については適温管理に努め、過度の冷暖房を避ける。
	④ 外気取入れ量を適正管理する。
	⑤ 季節や天候に応じて、遮光、断熱、自然採光等を工夫・利用する。
	⑥ 職員に対してクールビズ・ウォームビズを励行し、冷・暖房に頼り過ぎない執務環境の整備に努める。
	⑦ 空調機フィルターの定期的な清掃（交換）を行い、エネルギー効率の維持に努める。

＜電気、ガスの使用量の適正管理＞	① 月毎に電気、ガスのエネルギー使用量を施設ごとに把握・分析し使用実態を踏まえた適正な管理を行う。
	② パソコン、FAX、コピー機等の OA 機器の新規導入・更新に当たっては、省エネ型の製品を選定する。
	③ その他の電気製品の新規導入・更新に当たっても、電力消費のより少ない製品を選定する。
	④ 電気製品の不使用時にはこまめに電源を切る。待機時にもスイッチを切り、電力消費の削減を図る。
＜エレベーター等設備・機器の適正管理＞	① 職員は直上 2 階分、直下 3 階分の移動については、階段を利用し、エレベーターの利用を避ける。(2 アップ 3 ダウンの励行)
	② エレベーターは、利用者数や利用時間等に応じて適正な運転を行い、電力消費削減の工夫に努める。
	③ 飲み物等の自動販売機の設置は、利用状況等に応じて必要最小限の台数とする。
	④ 設置する自動販売機はエネルギー消費のより少ないものとし、飲料用の自動販売機の場合には、その容器がリサイクルされるように配慮する。
＜節水の推進＞	① 月毎に水道の使用量実績を施設ごとに把握し、使用量を管理する。
	② 日常的に、洗面所や流しにおける節水を励行する。
	③ 水道水圧を調整し節水を図る。
	④ 蛇口には節水こまを取り付ける。
	⑤ 洗濯機、洗浄機等の購入に当たっては、節水型製品を選定するように努める。
	⑥ その他の設備・機器等についても、節水型製品の導入に努める。
＜庁有車の適正利用＞	① 庁有車の購入に当たっては、東京都指定低公害車を選択する。リストにないものを選択する際は、環境政策課と協議する。
	② 庁有車の運行に当たっては、月毎に走行距離、燃料購入量（給油量）を記録簿に記入し、使用状況を把握するとともに、適正な管理を行う。
	③ 庁有車の運行に当たっては、車両整備を適切に行い、急発進、急加速の回避やアイドルリングストップの励行など、エコドライブに努める。
	④ 出張等は公共交通機関等を利用し、自動車利用を抑制する。
＜その他＞	① 定時退庁日（毎週水曜日及び金曜日）、定時退庁推進月間（8 月）を徹底し、職員の超過勤務の縮減に努める。
	② 本計画を着実に推進するため、情報提供や研修を行う。

(3) その他の事務・事業に関する取組み	
＜廃棄物の発生抑制＞	① 備品類、機器類のほか、事務用品等についても安易に更新せず、修理・補修をすることで長期間使用、繰り返し使用をする。
	② 備品や消耗品の未利用品がある場合は、全庁共有フォルダ内の未利用品台帳に掲載して全庁的に情報提供を行い、物品の転活用を図る。
	③ 使い捨て容器を使用した商品の購入は、なるべく避ける。
	④ 無包装の商品を選び、やむを得ない場合も簡易でリサイクル可能な包装をした商品を購入する。
	⑤ マイバッグを持参し、レジ袋を断るようにする。
	⑥ マイカップやマイボトル、マイ箸など環境資源に配慮した行動を心がける。
＜リサイクルの推進＞	① 個人で購入した新聞雑誌は持ち帰り、びん・缶・ペットボトルはリサイクル用の回収容器に入れる。
	② 廃棄時において再利用が可能な製品をなるべく購入する。
	③ 用紙類については裏面使用を徹底し、使用済みの用紙については、リサイクルBOXを有効活用する。
	④ シュレッダーした紙ごみについては、シビックセンターのリサイクルルートに乗せる。
	⑤ モノ・プラン文京に基づき、区有施設の厨房等から排出される生ごみのリサイクルに努める。
＜汚染物質の排出抑制＞	① 製品の使用や廃棄の段階において、環境汚染を引き起こすことの少ない製品を購入する。 燃焼によりダイオキシン類が生成される可能性が高い塩素を含む有機化合物製品の購入は極力避け、代替品を利用するよう努める。
	② ハロン類を使用した消火設備の更新・廃止に当たっては、ハロン類を適切に処理するよう業者に依頼する。
	③ 特定フロン類を冷媒として使用している空調設備、冷蔵・冷凍設備等の適切な管理を行い、冷媒の漏洩防止に努める。
＜協力要請＞	① 物品を納入する業者に対して、低公害車の使用を要請する。
	② イベント展示を委託する際には、委託業者に環境配慮製品の使用を要請する。
	③ 庁舎内に営業所を設置している業者に対して、環境への配慮を要請する。

参考資料

文京区地球温暖化対策推進本部設置要綱

平成22年3月30日21文資環第1497号区長決定

(設置)

第1条 地球温暖化防止に貢献するため、文京区における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進し、地域における温室効果ガスの排出抑制を図るとともに、区の事務事業に係る温室効果ガスの削減を目指し、地域に率先して各種対策に取り組むため、文京区地球温暖化対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次の事項を所掌する。
(1) 文京区地球温暖化対策地域推進計画の推進に関すること。
(2) 文京区役所地球温暖化対策実行計画の推進に関すること。
(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた事項

(構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
2 本部長は、区長とし、本部を総括する。
3 副本部長は、副区長及び教育長の職にある者をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
4 本部員は、別表第1に掲げる者とする。

(招集)

第4条 本部は、本部長が招集する。

(部会)

第5条 本部の下に地域部会及び省エネ部会（以下「部会」という。）を置く。
2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。
3 部会長は、資源環境部長の職にある者とし、部会を総括する。
4 副部会長は、地域部会においては資源環境部環境政策課長の職にある者とし、省エネ部会においては施設管理部施設管理課長及び教育推進部庶務課長の職にある者とし、それぞれ部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。
5 部会員は、別表第2に掲げる者とする。
6 部会は、部会長が招集する。

(意見聴取)

第6条 本部長及び部会長は、必要があると認めたときは本部員又は部会員以外の者を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 本部及び部会の庶務は、資源環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

文京区地球温暖化対策推進責任者及び推進員設置要綱

資環第10548号 平成13年2月16日

(設置)

第1条 文京区役所地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）を各職場において率先して実行し、地球温暖化防止に寄与するため、文京区地球温暖化対策推進責任者（以下「推進責任者」という。）及び文京区地球温暖化対策推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

(対象)

第2条 文京区役所組織条例（昭和47年3月文京区条例第3号）第1条に規定する部、文京区議会事務局、文京区選挙管理委員会事務局、文京区監査事務局及び文京区教育局庶務規則（平成4年3月文教委規則第3号）第2条に規定する部を対象とする。

(指定)

第3条 職場における地球温暖化防止対策の意識の高揚及び実践の徹底を図るため、推進責任者を置く。

2 推進責任者は、課長、会計管理者、監査事務局長、選挙管理委員会事務局長及び区議会事務局長の職にあるものとする。

3 推進責任者は、補助者として、推進員を置くことができる。

(職務)

第4条 推進責任者は、推進員を統括し、推進員は、職場において実行計画に基づき、職員の意識の高揚を図るとともに、取り組みの具体的行動をとる。

2 推進責任者は、職場の統括と創意工夫による取組みを推進する。

3 推進員は、職場において次に掲げる事項を所掌する。

(1) 電気及び燃料（ガソリン・重油・ガス等）の使用量の把握に関すること。

(2) 自動車走行距離、コピー用紙の購入量、外部委託印刷量、廃棄物排出量の把握に関すること。

(3) 文京区グリーン購入指針に基づく物品調達の推進に関すること。

(4) 廃棄物の排出抑制並びに可燃、不燃及び資源ごみの分別徹底に関すること。

(5) 実行計画に掲げる取組み及び創意工夫の推進と取り組み状況の評価に関すること。

(庶務)

第5条 この制度の庶務は、資源環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この制度の運営に関し必要な事項は、文京区地球温暖化対策推進本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

文京シビックセンターにおける地球温暖化対策

1 経 過

東京都は、平成 14 年、大規模事業所を対象に温室効果ガスの排出量の算定・報告、目標設定等を求める「地球温暖化対策計画書制度」を導入し、更に平成 17 年からは、削減対策への都の指導・助言及び評価・公表の仕組みを追加して、事業者の自主的かつ計画的な対策を求めてきた。

東京都の制度を受けて、文京シビックセンターは年間の電気使用量が 600 万 kWh を超える事業所として、平成 17 年度を基準年度とした 5 年間の温室効果ガス排出量削減計画を策定し、計画書をはじめ各年度の地球温暖化対策結果報告を区のホームページにより公表してきた。

また、東京都は平成 20 年 7 月、環境確保条例を改正し、「温室効果ガス排出量削減義務と排出量取引制度」を導入し、平成 21 年度にシビックセンターを特定地球温暖化対策事業所（以下「特定事業所」という。）として指定した。

特定事業所として指定された事業所は、平成 14 年度から平成 18 年度の間いずれか連続する 3 か年度の平均排出量から平成 22 年度から平成 26 年度の間に 8% の削減が義務づけられた。

シビックセンターにおいては、平成 21 年度の排出量で既に 8% 以上の削減が図られており、今後さらに削減することで、排出量取引制度の活用が可能となってくる。

東京都基本対策重点項目

- ① 直焚冷温水機・ボイラーの空気比の調整
- ② 冷水温度の設定変更
- ③ 冷却水温度の設定変更
- ④ 循環ポンプ等の回転数制御導入（冷却水ポンプのインペラカット）
- ⑤ 電算機系統冷却水ポンプのマニュアルインバーター化
- ⑥ 蒸気バルブ等の断熱強化
- ⑦ 室内温度の設定変更（夏 28℃・冬 19℃）
- ⑧ 手動設定インバーター制御による外気量の適正化
- ⑨ 空調機の可変風量制御方式の導入
- ⑩ 動力伝達媒体による損失軽減（省エネファンベルトへの更新）
- ⑪ 擬音装置の設置（女子トイレ）
- ⑫ 蛍光灯インバーター安定器の更新
- ⑬ 高効率ランプの更新（白熱電球 → 電球型蛍光灯）

2 シビックセンター地球温暖化対策計画書

平成 17 年度に策定したシビックセンター地球温暖化対策計画は、平成 21 年度までの計画であり、東京都の現制度のもと、平成 22 年 11 月に新たな地球温暖化対策計画を提出し、併せて区のホームページで公表する。

シビックセンターとしては、従来から省エネ対策には意を用いてきたところではあるが、テクニカルアドバイザーを活用し、更なる省エネの徹底を期する。その実現のため、一定の設備投資を加味しつつ、効果的な削減率の向上及び費用対効果を最優先とし計画書を策定する。

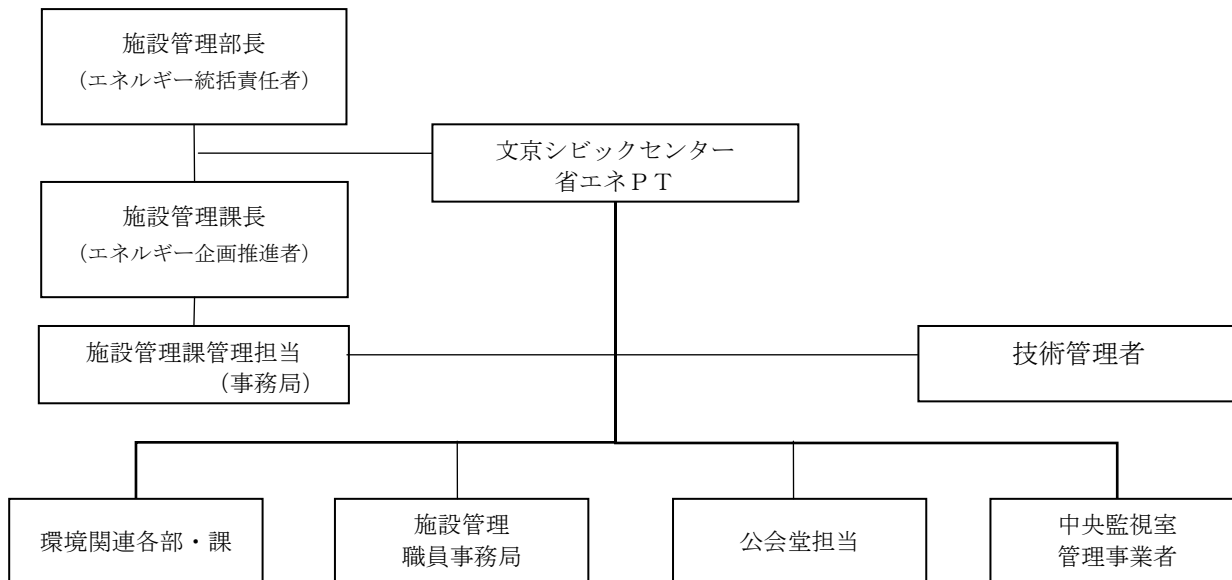
基 本 理 念

- (1) 東京都基本対策重点項目を遵守する。
- (2) シビックセンターにおいては、既に一定の削減対策は図られていることから、今後の削減率は、年間 1% 程度の削減を目標とする。
- (3) シビックセンターの各種設備機器類のライフサイクルを勘案し、タイミングを捉えた省エネ型設備機器への導入・更新を図る。
- (4) 費用対効果を最優先に、投資金額に見合った光熱水費の削減を図る。
- (5) 文京区地球温暖化対策地域推進計画及び文京区役所地球温暖化実行計画との連携を図る。
- (6) 削減対策の効果及び実績等を加味し、必要に応じ計画の見直しを行う。

3 課 題

- (1) 他の自治体に例を見ない複合施設であることから、大ホールを含めた区民施設の削減対策のあり方
- (2) 区民施設の稼働率及び気象条件により大幅に左右されるものであること。

4 地球温暖化対策の推進体制



5 これまでに実施してきた主な省エネルギー対策

- (1) 夏季における夜間外気の取り入れによる建物の冷却（ナイトページ）
削減量 約 50,000 kWh/年(推計)
- (2) 空調の適正管理による節電
 - ① 空調機の間欠運転 削減量 約 44,000 kWh/年(推計)
 - ② 空調機起動の時間管理 削減量 約 5,400 kWh/年(推計)
 - ③ 室内気温の季節別管理
夏季（7月～9月中旬）28度、冬季（11月中旬～4月初旬）20度
春季・秋季 27度
 - ④ E P S等のサブ変電設備用空調機の設定温度の適正管理
 - ⑤ 大小ホール終演後の空調機の適正管理
- (3) 照明機器の適正管理による節電
 - ① 昼休み一斉消灯・トイレ等の節電 削減量 約 40,000 kWh/年(推計)
 - ② 照明の時間管理（午後6時10分の夜間一斉消灯）
- (4) 換気機器の運転時間の管理
- (5) その他の管理
 - ① 給湯用蒸気熱源の起動開始時間の適正管理
 - ② パントリー（8階～21階）の電気湯沸器の運転時間の管理

	環境ラベル	環境ラベルの実施主体等
1	 エコマーク	(財団法人 日本環境協会) 製造・使用・廃棄に伴う環境への負荷が少ない商品や、環境改善効果のある商品につけられるもの。商品類型別に認定基準が定められている。
2	 グリーンマーク	(財団法人 古紙再生促進センター) 原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すグリーンマークを古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としている。
3	 エコ商品ネット	(グリーン購入ネットワーク 略称:GPN) ライフサイクル全体を考慮した商品の環境情報を掲載しており、「グリーン購入ガイドライン対応商品」、「エコマーク認定商品」、「グリーン購入法適合商品」など、様々な視点で環境に配慮した商品の一つの表で多角的に比較することができる、環境の総合的な検索サイト。
4	 省エネ性マーク	(財団法人 省エネルギーセンター) JIS 規格省エネルギーラベル。省エネ法が定める省エネ基準を対象機器がどの程度達成しているか、その達成率(%)をラベルに表示するもの。省エネ基準を達成している製品は緑色のマーク、達成していない製品に橙色のマークを表示。 (エアコン・冷蔵庫・テレビ・蛍光灯器具・ガス調理機器等)
5	 統一省エネルギーラベル	(経済産業省 資源エネルギー庁) 省エネ性能を5つ星から1つ星までの5段階で省エネ性能の高い順に表示し市場における製品の相対的な性能を示したもの。年間の目安電気料金を合わせて表示することで、エネルギー消費効率(年間消費電力量)を分かりやすく表示している。(エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気便座)
6	 (左) 自動車の燃費性能の評価及び公表 (右) 低排出ガス車認定	(国土交通省) (左) 自動車の燃費性能を示すマークで、省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)に基づく燃費基準を達成しているもの及び同基準を5%以上、10%以上、15%以上、20%以上および25%以上上回る燃費性能を有するものにステッカーを表示。(ガソリン・LPG・ディーゼル乗用車、ガソリン・ディーゼル貨物自動車等) (右) 自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が認定している制度。 (乗用車・軽量貨物車、中量貨物車、軽貨物車、重量車等)

(注) 環境に負担の少ない物品を選ぶ際に環境ラベルを参考とする。

温室効果ガス	化学記号	主な発生原因	性質
二酸化炭素	CO ₂	産業や運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが、全体の9割以上を占める。6種類の温室効果ガスの中で、温暖化への影響の度合いが最も大きい。	気体は、炭酸ガスともいう。無色、無臭で、助燃性はない。地球大気中の平均濃度は、約0.03%である。
メタン	CH ₄	稲作、家畜の腸内発酵など、農業部門から出るものが半分を占めるほか、廃棄物の埋め立てからも2～3割がでる。	無色、無臭の可燃性。天然ガスの主成分。
一酸化二窒素	N ₂ O	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占める。工業プロセスや農業からも排出される。	無色の気体。室温で安定、麻酔作用があり、笑気とも呼ばれる。
ハイドロフルオロカーボン トリフルオロメタン ジフルオロメタン フルオロメタン等	HFC	エアゾール製品等の噴射時及びカーエアコン、冷蔵庫の冷媒として使用されたHFCが廃棄時に放出される。	化学的に安定、不燃性。塩素を含まず、オゾン層を破壊する性質はないが、温室効果は高い。
パーフルオロカーボン パーフルオロメタン パーフルオロエタン パーフルオロプロパン等	PF ₆	半導体などの製造過程や電子部品の洗浄液、不活性液体として使用中等に排出される。	浸透性が大。化学的に不活性なので大気中に長期間留まる。
六ふっ化硫黄	SF ₆	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等の製造用に使用される。使用の過程及び変電設備等が廃棄されるとき放出される。	無色無臭の気体、熱・化学的に安定で高耐熱性、不燃性、非腐食性にすぐれ、フロンよりも優れた電気絶縁性を持つ。



文京区役所地球温暖化対策実行計画

発行日 平成 22 年 11 月

編集・発行 文京区地球温暖化対策推進本部

事務局 文京区資源環境部環境政策課

〒112-8555 文京区春日 1 - 1 6 - 2 1

電話 5803-1259 (直通) 内線 3102